

段級審査規程（170401）

【総 則】

（趣旨）

- 第1条 本規程は、射手の技量・学識を審査して、これに適合する段級位を授与し、もって本人に励みを与えると共に射撃技術の向上と射撃競技発展の一助とすることを目的とする。
- 第2条 わが国におけるライフル射撃の段級審査は、すべて本規程に準拠して実施する。段級位の授与は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）がこれを行う。

【段級審査委員会】

（運用）

- 第3条 本規程の適正な管理を行うと共に高段者の段級審査を行い、協会の地方加盟団体およびその他の加盟団体（以下「加盟団体」という）より登録申請に対する最終審査を行うため、「中央段級審査委員会」を置く。
- 第4条 中央段級審査委員会の委員は、協会の理事会において選任する。
委員会の構成は次のとおりとする。
- | | |
|------|-----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 2名 |
| 委員 | 若干名 |
- 委員の任期は本協会役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 第5条 加盟団体は、加盟団体の段級審査業務遂行のため、それぞれの段級審査委員会を設けるものとする。
その構成は、中央段級審査委員会に準ずる。
加盟団体が設ける段級審査委員会およびその委員については、あらかじめ協会に申請して承認を得なければならない。
- 第6条 段級審査委員は、公認審判員の資格を有する者から選任しなければならない。

【段級位および称号】

- 第7条 段級位の区分および種目は<付表1>のとおりとし、それぞれの成績に対して段級位を授与する。この場合、段級位の頭書に当該区分名を、後尾に種目を付して呼称するものとする。段級位およびその基準点は<付表2～7>のとおりとする。なお、前装銃については、日本前装銃射撃連盟より中央段級審査委員会に提案されたものを審議したのち、理事会の議決を経て制定するものとする。

第8条 ライフル射撃界の発展に尽力のあった者、あるいは過去において射撃技術が特に優秀であった者に対し、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議により師範の称号を贈ることができる。

第9条 前条の師範の登録料は50000円とするが、名譽的な贈呈など事情により理事会の承認を得て無償とすることができる。
加盟団体より推薦する場合にあつては推薦理由書および本人のスポーツ歴を添付のうえ提出すること。

【段級審査】

第10条 段級審査会は、次の2種類とする。

1. 中央段級審査会（協会本部に置く）
2. 加盟団体段級審査会（加盟団体ごとに置く）

第11条 段級審査会は、競技会等を兼ねて開催するものとする。

加盟団体段級審査会にあつては、競技会とは別に段級審査会を開催することができる。この場合、受験できる種目は1種目につき3名以上の参加者で競技することを原則とする。ただし、前装銃については参加者1名の種目から受験できるものとする。

いずれの場合も、段級審査委員2名以上の立会いを要する。ただし、段級審査委員の立会いに支障がある場合は、当該段級審査委員長の委嘱による公認審判員2名以上をもってこれに代えることができる。

第12条 段級審査を兼ねて開催する競技会は、次のとおりとする。

段級審査を兼ねて競技会を開催した場合は、記録公認規程に基づき、「競技会実施報告書」を提出するものとする。なおG4以上の大会では段級合格者の点数が確認できる当該種目の競技会成績表も合わせて提出のこと。

1. 中央段級審査会

公認競技会の格付け規程に基づくG1、G2及び格付規程に基づきG2相当と認められた格上G3の競技会

2. 加盟団体段級審査会

公認競技会の格付け規程に基づくG3、G4の競技会

【段級審査委員会、段級審査会と段級の関係】

第13条 段級審査委員会、段級審査会と審査する段級の関係は、次のとおりとする。

1. 中央段級審査委員会は、中央段級審査会において全段級位を審査する。
2. 加盟団体段級審査委員会は、加盟団体段級審査会において4段以下の段級位を審査する。
3. 中央段級審査委員会の委員は、加盟団体の段級審査会、または主催者の要請によ

り、他の段級審査会に立ち会うことができる。

【受験および受験の手続き】

第 14 条 初段以上の段位受験には、協会の会員資格を要し、1 級以下の級位受験には、加盟団体の会員資格を必要とする。ただし、ビーム関係の 6 級以下の受験には、特に会員資格を設けない。

第 15 条 受験の方法は次のとおりとする。

1. 段級位の受験は、下級から順次上級におよぶものとする。
2. **5 級から 1 級までの受験はすべて必須とする。ただし生徒および学生については 4 級、3 級、2 級の級位の受験を省略することができる。**
3. 級位のすべてならびに初段から 4 段までは同時受験することができる。
1 級と初段の同時受験ならびに**同一大会内同一種目の複数回競技**での受験はできない。
4. 段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあつては同級より直接受験することができるが、段位にあつては初段からの受験とする。
5. 同一区分内の他の種目を受験する場合は 1 段級上位より受験することが出来る。
ただし **BRF40、BRF20** の段位保有者は **BR** 区分内他種目段位受験の際には初段から、**同じく BRF40、BRF20 の級位保有者は BR 区分内他種目級位受験の際には 5 級から、受験しなければならない。**
6. 学科試験は、5 級、初段および 5 段の実技合格者に対して実施する。
7. 学科試験問題は、中央段級審査委員会が作成したものを使用する。

第 16 条 受験希望者は、受験申請書〈様式 1〉に指定事項を記入の上、〈付表 2〉より〈付表 7〉に定める検定料を添え、段級審査会開始前の指定日時までに提出するものとする。同時受験の手続きにあつては、前条によるとともに、段級ごとに受験申請書を 1 部ずつ作成し、各段級検定料を加算した検定料を添えるものとする。申請書の記入は受験者本人の自筆によることを原則とする。
納入された検定料は事由の如何にかかわらず返却しない。

【登録・段級証書】

第 17 条 協会は、段級審査合格者について段級位原簿に登録するとともに、段級位証書を授与する。

第 18 条 協会は、第 8 条規程による称号者について称号原簿に登録するとともに、称号証書を授与する。

第 19 条 取得した段級位は永年有効である。

【段級事務委託】

第 20 条 協会は、中央段級審査委員会の答申に基づき、第 17 条の規程のうち 1 級以下の級位証書の交付事務を加盟団体に委託することができる。事務委託を受ける加盟団体は、第 5 条による段級審査委員会の設置の承認を得たものとする。

【段級登録申請および登録料】

第 21 条 加盟団体は加盟団体段級審査委員会において合格した者については<付表 2>から<付表 7>に定める登録料を添え、<様式 1>により協会へ登録申請を行うものとする。

協会は、この申請に基づき、中央段級審査委員会の承認を得て、第 17 条に準じて処理を行うものとする。

2. 加盟団体は、合格した者についての事務処理を受験日より 1 ヶ月以内に行うものとする。

【罰 則】

第 22 条 段級審査委員会委員、称号者または段級位を有する者が、段級審査会、受験等に関連して不正行為をなし、あるいは、その他品位を汚し、名誉を毀損する等の行為があったときは、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもってその役職、称号または段級位の返上を命じ、または剥奪することができる。

第 23 条 前条に準じ、加盟団体より申請のあった場合も、前条に準じて処理するものとする。

第 24 条 段級事務委託に関しての不正行為、並びに事務処理の停滞があった場合は、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもって事務委託の停止を行うことができる。

【検定料の特例について】

第 25 条 会員登録において、「生徒」として登録されている会員が 3 段以下の段級位を受験する際の検定料については半額とし、段級証書のみ交付するものとする。なお、事務委託料については、基準表のとおりとする。

【附 則】

1. 段級審査会の競技規則は、協会の定める各競技規則によるものとする。
2. 本規程の改廃は中央段級審査委員会および理事会の議決を経て実施する。
3. 本規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
4. 本規程は、平成 13 年 10 月 20 日改正された。
5. 本規程は、平成 20 年 5 月 24 日改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
6. 本規程は、平成 20 年 12 月 13 日改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
7. 本規程は、平成 21 年 5 月 30 日改正され、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

8. 本規程は、平成 22 年 2 月 27 日改正され、平成 22 年 2 月 27 日より施行する。
9. 本規程は、平成 26 年 2 月 22 日改正され、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
10. 本規程は、平成 27 年 2 月 21 日改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
11. 本規程は、平成 27 年 3 月 28 日改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
12. 本規程は、平成 27 年 7 月 25 日改正され、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
13. 本規程は、平成 27 年 11 月 21 日改正され、平成 27 年 11 月 21 日より施行する。
14. 本規程は、平成 28 年 2 月 20 日改正され、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
15. 本規程は、平成 28 年 5 月 7 日改正され、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
16. 本規程は、平成 28 年 7 月 23 日改正され、同日より施行する。
17. 本規程は、平成 29 年 2 月 25 日改正され、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

<様式1>

段 級 審 査 受 験 申 請 書									
現住所	〒 ー								
フリガナ	生 年 月 日			所属協会・連盟名					
氏 名	大昭平		年 月 日						
日ラ会員ID		電 話 番 号			職 業				
既得の段級位 右の受験に必要な	種 目				受 験 段 級 位	種 目			
	姿 勢	発				姿 勢	発		
	段級位	段 級				段級位	段 級		
	証書番号					受験料		受付者	
上記の段級審査の受験を申請します。									
平成 年 月 日									

段 級 登 録 申 請 書									
競 技 会 名				会 場					
立 会 審 判 員				立 会 審 判 員					
基 準 点		点	得点	点	審 査 結 果		合 否		
学科試験の実施				登 録 料					
公益社団法人 日本ライフル射撃協会 会 長 殿				段級証書発行代行加盟団体記入欄					
上記				合格者名					
の段級登録を申請します				加盟団体名					
平成 年 月 日				会 長 名		印			
				段級担当者名		印			

※受験者は、上段太線枠内を記入すること
 下段は、段級審査委員会で記入
 各段級位・種目別に作成すること

日 ラ 記 入 欄	
日ラ証書番号	
発行年月日	年 月 日

<付表1> 段級位の区分及び種目(170401改訂)

ライフル関係						ピストル関係				前装銃(種子島)関係			
区分	種目	区分	種目	区分	種目	区分	種目	区分	種目	区分	種目		
BB	3×40	SB	3×40	AR	3×20	BR	S60	50mPISTOL	60	立射	10		
	3×20		3×20		P60		RFP		60		膝射	10	
	P60		P60		S60		T60		SP		60	侍筒	10
	P40		P40		S40		F40		25mPW		60	短筒	10
	P20		P20		F20		CP		60				
							AP	60					
								40					
							HR	40					
							BP	60					
								40					
1. 射距離:300,150,100 2. スコープ付の競技では5級から1級までの受験を可とし、受験申請書の種目欄に(スコープ付き)と記す。		1. スコープ付を含む。 2. スコープ付の競技では5級から1級までの受験を可とし、受験申請書の種目欄に(スコープ付き)と記す。				1. F40、F20については、年少射撃資格の認定に関する推薦基準として、1級から7級を表に記す。段位の対象とはしない。							

※段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあつては**F40,F20を除き**同級より直接受験することができるが、段位にあつては初段からの受験
 ※同一区分内の他の種目を受験する場合は、**F40,F20を除き**1段級上位より受験することが出来る。

<付表2> ビックボア・ライフル段級審査得点基準表(消費税込)(160601改訂)

種目 段級位	3×40	3×20	P60	P40	P20	検定料	備考	事務手続き関係	
								登録料 (日ラへ)	加盟団体 事務委託 料
6 段	1,150	575	595	397	199	6,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	1,000
5 段	1,130	565	590	394	197	5,000	G1、G2大会のみ受験可	4,000	1,000
4 段	1,110	555	585	390	195	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	1,000
3 段	1,090	545	580	387	194	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
2 段	1,060	530	570	380	190	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
初 段	1,020	510	560	374	187	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
1 級	960	480	540	360	180	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
2 級	880	440	520	347	174	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
3 級	800	400	480	320	160	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
4 級	640	320	400	267	134	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
5 級	440	220	300	200	100	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500

※射距離：300m、150m、100m

注)スコープ付きのライフル銃を含むが、スコープ付きの場合は5級から1級までのみを受験可とする。

<付表3> スモールポア・ライフル段級審査得点基準表(消費税込)(160601改訂)

種目 段級位	3×40	3×20	P60		P40		P20		検定料	備考	事務手続き関係	
			小数点		小数点		小数点				登録料 (日ラへ)	加盟団体 事務委託 料
6 段	1,150	575	595	<u>623.0</u>	397	<u>415.7</u>	199	<u>208.4</u>	6,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	1,000
5 段	1,130	565	590	<u>617.7</u>	394	<u>412.5</u>	197	<u>206.3</u>	5,000	G1、G2大会のみ受験可	4,000	1,000
4 段	1,110	555	585	<u>612.5</u>	390	<u>408.3</u>	195	<u>204.2</u>	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	1,000
3 段	1,090	545	580	<u>607.3</u>	387	<u>405.2</u>	194	<u>203.1</u>	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
2 段	1,060	530	570	<u>596.8</u>	380	<u>397.9</u>	190	<u>198.9</u>	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
初 段	1,020	510	560	<u>586.3</u>	374	<u>391.6</u>	187	<u>195.8</u>	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
1 級	960	480	540	<u>565.4</u>	360	<u>376.9</u>	180	<u>188.5</u>	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
2 級	880	440	520	<u>544.4</u>	347	<u>363.3</u>	174	<u>182.2</u>	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
3 級	800	400	480	<u>502.6</u>	320	<u>335.0</u>	160	<u>167.5</u>	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
4 級	640	320	400	<u>418.8</u>	267	<u>279.5</u>	134	<u>140.3</u>	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
5 級	440	220	300	<u>314.1</u>	200	<u>209.4</u>	100	<u>104.7</u>	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500

※射距離:50m

注1)小数点表示の競技会においては、小数点の得点基準表のみが適用される。

注2)スコープ付きのライフル銃を含むが、スコープ付きの場合は5級から1級までのみを受験可とする。

<付表4> エア・ライフル段級審査得点基準表(消費税込)

種目 段級位	3×20	P60		S60		S40		検定料		備 考	事務手続き関係		
		小数点	小数点	小数点	小数点	生徒	生徒	登録料(日ラへ)	生徒		加盟団体 事務委託料		
6 段	590	599	<u>623.0</u>	585	<u>612.5</u>	390	<u>408.3</u>	6,000	6,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	5,000	1,000
5 段	585	597	<u>621.0</u>	580	<u>607.3</u>	387	<u>405.2</u>	5,000	5,000	G1、G2大会のみ受験可	4,000	4,000	1,000
4 段	580	595	<u>619.0</u>	570	<u>596.8</u>	380	<u>397.9</u>	4,000	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	3,000	1,000
3 段	570	593	<u>617.0</u>	550	<u>575.9</u>	367	<u>384.2</u>	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
2 段	560	585	<u>608.0</u>	530	<u>554.9</u>	354	<u>370.6</u>	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
初 段	540	575	<u>598.0</u>	510	<u>534.0</u>	340	<u>356.0</u>	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
1 級	520	560	<u>582.0</u>	490	<u>513.0</u>	327	<u>342.4</u>	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
2 級	490	545	<u>567.0</u>	440	<u>460.7</u>	294	<u>307.8</u>	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
3 級	460	530	<u>551.0</u>	390	<u>408.3</u>	260	<u>272.2</u>	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
4 級	430	510	<u>530.0</u>	340	<u>356.0</u>	227	<u>237.7</u>	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
5 級	400	480	<u>499.0</u>	290	<u>303.6</u>	194	<u>203.1</u>	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500

※射距離:10m

注1)小数点表示の競技会においては、小数点の得点基準表のみが適用される。

<付表5> ピistol関係段級審査得点基準表(消費税込) (170401改訂)

種目 段級位	50m ピistol	RFP60	SP60	25mピistol 女子	CP60	AP60	AP40	HR40	BP60	BP40	検定料		備 考	事務手続き関係		
											生徒	生徒		登録料(日ラへ)	生徒	加盟団体 事務委託料
6 段	565	590	585	580	580	570	380	385	570	380	6,000	6,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	5,000	1,000
5 段	560	585	580	575	575	564	376	380	564	376	5,000	5,000	G1、G2大会のみ受験可	4,000	4,000	1,000
4 段	555	580	575	570	570	555	370	375	555	370	4,000	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	3,000	1,000
3 段	540	575	570	565	565	540	360	370	540	360	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
2 段	525	570	565	555	555	525	350	360	525	350	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
初 段	520	565	560	550	550	510	340	350	510	340	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
1 級	500	560	555	540	540	495	330	340	495	330	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
2 級	490	550	550	530	530	470	315	320	470	315	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
3 級	470	540	540	520	520	450	300	300	450	300	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
4 級	-	-	-	-	-	420	280	280	420	280	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
5 級	-	-	-	-	-	390	260	260	390	260	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
6 級	-	-	-	-	-	-	-	-	360	240	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500
7 級	-	-	-	-	-	-	-	-	330	220	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500

<付表6>ビーム・ライフル関係段級審査得点基準表(消費税込) (160801改訂)

種目 段級位	BRS60		BRS40		BRT60		BRF40		BRF20		検定料		備 考	事務手続き関係		
	小数点	小数点	小数点	小数点	小数点	小数点	小数点	小数点	生徒	生徒	登録料(日ラへ)	生徒		加盟団 体 事務委託		
6 段	585	608.0	390	406.0	596	620.0	400	416.0	200	208.0	6,000	6,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	5,000	1,000
5 段	580	603.0	387	402.0	593	617.0	398	414.0	199	207.0	5,000	5,000	G1、G2大会のみ受験可	4,000	4,000	1,000
4 段	570	593.0	380	395.0	590	614.0	397	413.0	199	206.5	4,000	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	3,000	1,000
3 段	550	572.0	367	382.0	585	608.0	396	412.0	198	206.0	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
2 段	530	551.0	354	368.0	578	601.0	390	406.0	195	203.0	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
初 段	510	530.0	340	354.0	570	593.0	384	399.0	192	199.5	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
1 級	490	510.0	327	340.0	555	577.0	374	388.0	187	194.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
2 級	440	458.0	294	306.0	540	562.0	364	378.0	182	189.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
3 級	390	406.0	260	270.0	525	546.0	354	368.0	177	184.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
4 級	340	354.0	227	236.0	510	530.0	340	354.0	170	177.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
5 級	290	302.0	194	202.0	480	499.0	320	332.0	160	166.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
6 級	240	250.0	160	166.0	450	468.0	300	312.0	150	156.0	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500
7 級	190	198.0	127	132.0	398	414.0	280	292.0	140	146.0	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500

注1) 小数点表示の競技会においては、小数点の得点基準表のみが適用される。

注2) F40、F20の段位保有者はBR区分内多種目の段位受験の際はそれぞれ初段からの受験が必要である。

<付表7> 前装銃(種子島)段級審査得点基準表(消費税込)

種 目	立射 10	膝射 10	侍筒 10	短筒 10	検 定 料	備 考	事務手続き関係	
							登録料 (日ラへ)	加盟団体 事務委託 料
6 段	90	95	90	90	7,000		6,000	1,000
5 段	85	90	85	85	6,000		5,000	1,000
4 段	80	85	80	80	5,000		4,000	1,000
3 段	75	80	75	75	4,000		3,000	1,000
2 段	70	75	70	70	4,000		3,000	1,000
初 段	65	70	65	65	4,000		3,000	1,000
1 級	60	65	60	60	3,000		2,000	1,000
2 級	55	60	55	55	3,000		2,000	1,000
3 級	50	55	50	50	3,000		2,000	1,000
4 級	40	45	40	40	2,000		1,500	500
5 級	30	35	30	30	2,000		1,500	500

<付表8> 師範の登録料

称号	登録料
師範	50000円 ※1

※1 名譽的な贈呈など事情により理事会決議を得て無償とすることができる。